

高麗恭愍王の研究Ⅲ

——麗末倭寇対処の事例——

西 川 孝 雄

はじめに

1. 麗末の倭寇対策と文臣李穡の上書
2. 恭愍・恭讓王世家・志に見える事例
(a)弊害 (b)懲罰 (c)表彰
3. 恭愍から恭讓王までの列伝に見える事例
(a)弊害 (b)懲罰 (c)表彰
4. 辛禰列伝・附伝辛昌に見える事例
(a)弊害 (b)懲罰 (c)表彰

結 び

はじめに

麗末から朝鮮王朝にかけて朝鮮半島と日本との間をまたぐ境界人としての「倭寇」が活動し、その時期は前期と後期に分けられている。前期倭寇は14世紀半ばから15世紀初にかけて、後期倭寇は15世紀の20年代から60年代までが、その主な活動時期である。

これまでの倭寇研究は日・麗関係史の中で朝鮮半島で掠奪行為をおこなった集団としての倭寇に関するものが中心であったと云えよう⁽¹⁾。他方、李領氏は『高麗史』に見える倭寇記事の分析の結果、倭寇は海岸から河川を遡って移動し連続的に侵寇を行って、「本拠地を高麗国外に持つ武装集団」であることを指摘されている⁽²⁾。

さて、本論考の目的は『高麗史』に見える麗末の恭愍・辛禰・辛昌・恭讓王時期に倭寇に対処して起きた(a)弊害、(b)懲罰、(c)表彰の事例の研究である。高麗王朝内における倭寇対処の弊害・懲罰・表彰に関する研究は今日まであまりされてないと言って良いであろう。

今回、使用した基本史料は、武田幸男編訳『高麗史』に見える日本関係記事を採録編集して訳文(書き下し文)と注解を付した『高麗史日本伝』朝鮮正史日本伝2(岩波文庫)(上)(下)である。凡例の一、構成によれば紀伝体『高麗史』の世家・志・表・列伝の順

序に従って配列したとある。「世家は高麗各王の言動や事績を記録し、志は地理・礼・食貨・兵等の重要事項ごとに整理し、(中略)、列伝は臣下の伝記を列記した。」とある⁽³⁾。尚、番号は文庫本のそれに従った。

今回の論考は麗末倭寇対処の事例研究として第1に、麗末の倭寇対策を検討し、文臣李穡の武挙の科の設置をとなえた上書について分析検討し、その内容を明らかにする。第2に、高麗各王の言動や事績を記録した「世家」や地理・礼・食貨・兵等の重要事項ごとに整理した「志」に見える恭愍王(1352-1374年)・恭讓王(1389-1392年)時期の(a)弊害、(b)懲罰、(c)表彰の事例について分析検討し、どのような事例や特色があるのか明らかにしたい。第3に、臣下の伝記を列記した「列伝」に見える恭愍王から恭讓王までの(a)弊害、(b)懲罰、(c)表彰の事例について分析検討し、どのような事例があるのかその特色を解明する。第4に、辛禰列伝・附伝辛昌に見える辛禰と辛昌時期の(a)弊害、(b)懲罰、(c)表彰の事例について分析検討し、どのような事例があるのか考察解明してその特色を明らかにしたい。終りに、全体をまとめて結びとする。

では、まず、はじめに麗末の倭寇対策と文臣李穡の武挙の科の設置をとなえた上書について分析検討することにする。

1. 麗末の倭寇対策と文臣李穡の上書

『高麗史』の倭寇関連記事の再検討をした李領氏は高麗の倭寇対策について次の様な結果を指摘している⁽⁴⁾。

軍備の整っていないなかったこと、軍隊の紀綱のなかったこと、常備軍制度がなく、職業軍人としての訓練を受けていない一般百姓らを徴兵する動員体制であったこと、さらには軍隊の運用上の問題、そして何より水軍力が弱勢であったことを確認した。

高麗の倭寇対策について(a)弊害、(b)懲罰、(c)表彰の三方面から後述検討することにする。その内訳件数は恭愍・恭讓王世家・志に見える(a)弊害事例は凡そ30件、(b)懲罰事例は凡そ13件、(c)表彰事例は凡そ10件である。次に、恭愍から恭讓王までの列伝に見える(a)弊害事例は凡そ7件、(b)懲罰事例は凡そ15件、(c)表彰事例は凡そ44件である。次に、辛禰列伝・附伝辛昌に見える(a)弊害事例は凡そ18件、(b)懲罰事例は凡そ12件、(c)表彰事例は凡そ12件である。合計は(a)弊害は55件、(b)懲罰は46件、(c)表彰は69件となっている。

倭寇の対処者に対する国家の表彰策については次の三例が主なものである。

第一例は恭愍王世家〔家204〕恭愍王元年二月の王の宣宥(寛仁な方策宣言)である。次の四点が示されている。(1)倭寇に対する良策奏者は加賞賚(ほめて物を賜う)、(2)倭寇征戦有功者は加官爵、(3)自募追捕者は兩班は三等を加超、卑賤者には賜錢、(4)州郡の被擄掠者は其の虚実・輕重を検査し賦税を減免するという内容である。

第二例は志〔志038〕恭愍王十二年五月の王の教（布告命令）である。次の三点が示されている。(1)陣亡せる軍戸は雑役を除き、存恤（^{じゅうつ}慰めて救済する）を加えよ。(2)州県の吏（邑吏）は防戍するに富者を免じ貧者を差（つか）わす。所在の官司は痛く禁理（禁令）を行なえ。(3)七十以上はともに戍役を免ぜよ。庚寅以来（忠定王2年・1350年より後）、防戍して功ある者は、存撫・按廉・体察使（各道に派遣された各種の使官）が申聞し、録用せよとする内容である。

第三例は列伝〔伝230〕辛禡三年六月の都堂（都評議使司：国政の重大事を議論し決定する最高機関）に下した王の書（戒命）である。次の四点が示されている。(1)辺民が賊に虜にせられ逃還する者は賊諜として殺害したがこれは死を恐れ、賊に従っただけだ。逃還者は必ず褒賞を加えよ。(2)実の諜者でも殺戮することなく、官より資糧を支給し、生を遂げしめよ。(3)倭を斬して還る者あらば、賞して加等せよ。(4)辺郡に令して張楯せしめ、以て示せ。違う者は之を罪すとする内容である。

以上の王の宣宥・教・書に見える三例が倭寇の対処者に対する国家の表彰策を示したものである。

次に、文臣李穡（1328-96年）は王朝交替期に活躍した政治家であり大儒である。その彼が恭愍王元年（1352年）に父の喪に服していた時、王に出した上書についてみることにする。〔伝122・123・124〕⁽⁵⁾彼は倭寇に対処する計について次のように述べている。「今の計を為すは、二つ有るに過ぎず、陸守と曰い、海戦と曰う。」と云い陸守と海戦の二つをあげている。

陸守すれば、則ち平居の民を発し、其の器械を利して、其の要害に屯し、軍容を盛んにして烽火を謹み、以て倭人の目を眩（くらま）す。此れ則ち按廉・郡守をば之に任じて足る。都巡問使（各道の軍事司令官）は、何所にか之を用い、守令を折辱（しいたげはずかしめる）せん。供億に靡費する（民衆に物をふるまって安心させる費用）は、是の如きのみ。

陸守は民を集めて敵を防ぐ箇所に屯し、武装して烽火を謹んで、倭人の目をくらませばよい。この任を郡守に任ずれば足りようと云う。次に、海戦の術について次のように云う。

此（この）ごろ、此の賊に因り、其の居を離れ、其の利を失う。之（これ）を怨むの心は、之を陸居に比ぶれば、豈に十倍に止まらんや。一騎を馳せ、条画（条規）を奉じ、江に沿いて召募し、必ず其れ賞賚（^{さい}賞として物を賜う）せよ。数千の衆は、一朝にして、その長ずる所の技を以て、其の怨む所の人と敵するを得べし。其れ、勝たざる者あらんや。況んや敵を殺して賞を得ば、猶お魚塩の利より愈（まさ）らざらんや。又た、追捕使を以て之を領し、常に船上に在らしむれば、則ち州郡は便を得、盜賊は敗るべし。として条文を定めて民を召募し、賞として物を賜うようにすれば多くの民が敵と戦い勝利するでしょう。彼は「二者は、禦寇の要道な

り。蓋し陸守して海戦せずんば、則ち彼れ、我れを以て怯（おそれる）と為さん。」
と云う。結局、「陸守するは、我れを固むる所以なり、海戦するは、彼れを威す所以なり。此の如くんば、則ち兩つながら得ざらんや。」と云っている。

次に、「武拳の科」の創設について次のように述べている。

若し変起こらば、倉卒（急遽）として人皆な踣躓（つまずき倒れる）し、以て社稷を衛り、君王を扶くる無からん。慮（おもんばか）る毎に此に及び、窃かに自ら寒心（恐れおののく）す。臣、願わくは、武拳の科を設け、諸衛の士を充てしめ、試むるに武勇を以てし、而して其の芸を習い、賜うに爵禄を以てし、而して其の氣を作さんことを。国は精兵に足り、人は楽しみて用を為さば、他日、臍を噬むの患いなきに庶幾からん。（下略）

もし倭寇により変が発生すれば農民兵士は国家や君王を救おうとするだろう。それ故、「武拳の科」を創設、精兵を養成し爵禄を賜われればきっと後悔する患禍なきに近いであろう。

以上、大儒で文臣の李穡は禦寇の要道として陸守して我れを固め、海戦して彼れ（倭賊）を威すことを主張した。それには国家や君王を防衛する精兵を養成し爵禄を賜う「武拳の科」の創設が必要であると上奏したが、周知の通り、光宗9年（958年）に科挙制は施行されたが文科のみで武科は実施されなかったことは倭寇対処策の最大の欠陥であったと云えよう。

2. 恭愍・恭讓王世家・志に見える事例

『高麗史』の世家四十六巻の内、恭愍王は第三十八から第四十四までで、恭讓王は第四十五と第四十六である。世家とは前述したように高麗各王の言動や事績を記録したものである。志は地理・礼・食貨・兵等の重要事項ごとに整理した箇所である。世家や志に見える倭寇関係の(a)弊害、(b)懲罰、(c)表彰の事例について三方面から分析検討し、どのような特色があるのか明らかにしよう。

(a) 弊害

恭愍・恭讓王世家・志に見える倭寇による弊害事例について出典番号・王名と年月・官職・人物名・其他・因由・結果等について一覧表にすると次のとおりである。

恭愍・恭讓王世家・志に見える弊害事例一覧

	出典番号	王名と年月	官職・人物名・其他	弊害因由	結果
(1)	家225	恭愍王7年 4月	全羅道鎮辺使、高用賢	倭、韓州（忠南舒川郡）及び鎮城倉（高麗十二倉の一つ、全羅北道群山市、万頃江河口にあり）に寇す。高用賢は沿海の倉廩を内地に徙（うつ）さんことを請う。之に従う。	倭が鎮城倉をおそったので、沿海の倉廩を内地に移動さす。

(2)	家228	〃 7年7月	漢人(華北の人)張仁甫等6人, 都綱(船長)と為す。	時に倭寇が梗と為り(道をふさぐ), 漕運通ぜず, 漢人の張仁甫等六人を船長となし, 各々唐船一艘・戦卒百五十人を授け, 全羅の税租を漕(はこ)ばしむ。賊は風に乗じ, 火を縦(はな)ち之を焚く。	倭寇が道をふさいで漕運が通ぜず。漢人を船長として全羅の税租を漕(はこ)ばしむ。賊は火をはなちて焚く。
(3)	家235	〃 9年5月	沈夢竜	倭, 江華に寇し, 三百余人を殺し, 米四万余石を掠す。沈夢竜なる者あり, 倭十三級を斬し, 竟に賊に死す。	倭, 江華に寇し, 三百余人を殺し, 米四万余石を掠奪する。沈夢竜は倭十三級を斬し, 賊に死す。
(4)	家246	〃 13年3月	京畿右道兵馬使, 辺光秀, 左道兵馬使李善	全羅道の漕船, 倭に阻まれて通ぜず。王, 辺光秀と李善に命じ, 往きて之を護らしむ。賊に遇うや大敗し, (中略)士卒の死する者十の八, 九なり。	漕船が倭に阻まれて通ぜず。王は辺光秀等に護らしたが大敗した。士卒の死者は十の八, 九であった。
(5)	家266	〃 19年2月(1370年)		倭, 内浦(未詳)に寇し, 兵船三十余艘を破り, 諸州の租粟(又は租税)を掠す。	倭は兵船三十余艘を破り, 諸州の租粟を掠奪した。
(6)	家268	〃 20年3月	牧使の妻・女	倭, 海州に入り, 官廨に火をつけ, 牧使の妻及び女(むすめ)を虜とし, 以て帰える。	倭は海州の官廨をやき, 牧使の妻や娘を虜とした。
(7)	家273	〃 21年2月	諫官	全羅道の漕運は, 常に倭掠(倭賊の掠奪)を被るを以て, 陸転(税賦は海運せず, 陸路で運ぶ)せしめんことを請う。	諫官は全羅道の漕運は倭賊の掠奪を被り, 税賦は陸転せんことを請う。
(8)	家310	恭讓王2年12月		国史(高麗の国史)を忠州に移す。是より先, 竹州の七丈寺に蔵せり。今夏, 倭賊入侵す。故に, 之を移す。	国史を忠州(忠清北道忠州市)に移す。倭賊入侵による。
(9)	家311	〃 3年3月	兼典医寺丞房士良	時務十一事を上りて曰く「其人(中央官庁に配属された邑吏の子弟)の制と曰うは, 世々史伝なし。(中略)庚寅(忠定王2年・1350年)の倭寇より以来, 州郡は蕩然(あとかたもなく)として所を失い, 或は邑に子遺(わずかに残るもの)なく, 而して長らく闕(か)けたり。(下略)」と。	房士良が時務十一事を上った。その内に其人の制について述べて, 庚寅以来の倭寇により空しく所を失って長らく闕けていると。
(10)	志001(地理志)	辛禰6年(1380年)	楊広道・清州牧・嘉林県・藍浦県	倭寇に因り人物四散す。	倭寇により人と物とが散り散りになる。
		恭讓王2年(1390年)		始めて鎮城を置き, 流亡を招集す。	流亡を招集す。
(11)	志006	恭愍王7年(1358年)	慶尚道・晋州南海県	倭に因り土を失い, 晋通任内の大也川部曲(河東郡)に僑寓(仮に他の邑に移り住む)す。	倭により土を失い, 晋通内の大也川部曲に僑寓する。

(12)	志007	高麗時代	慶尚道・晋州・南海島蘭浦県(南海郡)	後ち倭寇に因り、人物俱に亡ぶ。	高麗時代倭寇に因り、人物俱に亡ぶ。
(13)	志008	高麗時代	〃 平山県(南海郡)	後ち倭寇に因り、人物俱に亡ぶ。	倭寇により人物俱に亡ぶ。
(14)	志009	元宗12年(1271年) 忠烈王代	〃 巨済県	倭に因りて土を失い、居昌県の加祚県に僑寓す。 管城に併せ、ついで復旧す。	倭により土を失い、加祚県に僑寓す。後、管城(忠北道沃川郡)に併せ復旧す。
(15)	志010	忠宣王2年(1310年)	全羅道・羅州牧；長興府	復た長興府に降す。後ち倭寇に因り、内地に僑徙す。	倭寇に因り、内地に僑徙す。
(16)	志011	忠定王2年(1350年)	〃 珍島県	倭寇に因り、内地に遷す。	倭寇により、内地に遷す。
(17)	志013	恭愍22年	西海道、安西大都護府海州	倭寇侵入し、牧使の嚴益謙を殺す。州史の救わざりし者を誅し、州を降じて郡と為す。後ち復た陞し、牧と為す。	倭寇の侵入により牧使が殺される。州史の救わざりし者を誅し、後ち牧に復される。
(18)	志014	辛禩9年	安西大都護府、海安県令官	海安県令官は倭寇の侵擾(侵しみだす)せるに因り、海安面を県に属せしむ。	倭寇の侵入により海安県令官(黄海南道竜淵郡)は海安面を県に属さす。
(19)	志022(食貨志)	恭愍王6年(1357年)	禄俸	六年九月、禄を領つの時、倭寇に因り漕運通ぜず、九品の禄科給(た)りず。	倭寇に因り漕運通ぜず。九品の禄科は支給出来ず。
		7年	都評議使司	啓す、「近ごろ倭寇に因り、遭運通ぜず、百官の禄俸給(た)りず。」と。	7年も同じ理由により、百官の禄俸は支給せず。
(20)	志023	辛禩4年	憲司府	上疏す。「(中略)近ごろ倭寇に因り、漕運通ぜず、倉廩虚竭(そうりんきよけつ、くらに貯蔵する俸禄用の米穀)す。省宰の封君を除くの外、其の余の封君は、禄を領つ勿(な)からんことを請う」と。	憲司府の上疏に「倭寇により、漕運が通じない。くらに貯蔵する俸禄米は省宰(職事をもつ宰枢で、君爵に封じられたもの)の封君以外は禄を支給するな」と云う。
(21)	志025	恭愍5年	賑恤・災免之制	教(国王の教示)して曰く「塩戸(製塩戸)は倭寇に因り、其の貢を輸(はこ)ぶこと莫し。官、未だ塩を給さず、民は徒らに布を納め、害と為ること尤も甚し。今年の七月より、明年七月に至るまで、其の塩税の布は、三分して一を減ぜよ」と。	塩戸は倭寇により其の貢をはこべず。官に塩を支給せず。民は布を納め、害となっている。今年7月より明年7月まで、塩税の布を三分して一を減ぜよと命ず。
(22)	志026	辛禩元年2月	賑恤・災免之制	(イ)宥旨(国王が配慮して申す)す。「各道の州郡は、しばしば倭寇に因り、加うるに水旱を以てし、民生凋瘵す。(中略)癸丑年(1373年)より以前の禄転(俸禄用の米)・雜貢の未収者は、一に皆な蠲免せよ。	(イ)各道の州郡は倭寇及び水旱により民生凋瘵す。癸丑年以前の禄転・雜貢の未収者は、皆な蠲免(免除する)せよと。

				(ロ)沿海州郡の、被害尤も甚しきところは、甲寅年(1374年)の雑貢も、亦た蠲免を行なえ。已に官に納到せし者は、下年(下等年の額)の数と作すを准(ゆる)せ。延祐(元の武宗の年号)甲寅(1314年)以後に加定せし貢物は、量りて宜しく蠲除すべし」と。	(ロ)甲寅年以來(1374年)の雑貢もまた、蠲免せよと。すでに官に納到せし者は下等年の額で許す。甲寅以後(1314年)加定した貢物は、量って蠲除せよと。
(23)	志026	〃 閏9月	都評議司	奏す、「各道の州県は、しばしば倭乱を経(へ)、残亡太甚(はなはだ)し、其の沿海各官の常徭(例年の貢賦)・雑貢、及び塩税等は、全羅道は五年を限り、楊広・慶尚道は三年を限りて蠲免せよ」と。これに従う。	各道州県はしばしば倭乱を経て、残亡ははなはだしい。常徭・雑貢・及び塩税等は全羅道は五年、楊広・慶尚道は三年を限り蠲免せよと。
(24)	志027	恭愍王20年	恭愍王	下教す。「一つ、近ごろ倭寇に因り、漕運通ぜず。遠近の輸転は、皆な陸路に由る」と。	倭寇により漕運は通ぜず。遠近の輸転はすべて陸路によると。
(25)	志040 (兵志)	辛禡2年	都評議使	奏す「今、倭賊興行す。但だ防禦都監の軍器のみを以て、周用するに難し。宜しく各司をして、司中の錢物を用い、刻日(期日をきめ)して兵器を造らしめ、以て緩急に備うべし」と。禡、之に従う。	今、倭賊興行す。防禦都監(軍器製造を司る官庁)の軍器だけを以て、周用することは難しい。各司は錢物を用い、期日をきめて兵器を造らしめ急ぎ備うべしと命ず。
(26)	志041	辛禡3年		諸元帥の従事と各司の謁(えつ)。告(官吏が願いでて帰郷すること)して帰郷せる者は、徴して京城に至らしむ。応ぜざる者は、其の家を籍没(家産を没収)せしむ。	(倭賊まさに熾(さか)ん。)各司の謁・告して帰郷せる者は京城に呼びもどす。応ぜない者は家産を没収すると。
(27)	志043	〃 3年	辛禡	始めて、火桶都監を置く。(各種の火器を製造)諸道の兵を徴し、以て倭に備う。慶尚道の騎兵は六百、江陵・平壤道は各々三百、朔方・西海道は各々二百、交州道の騎・歩は并わせて五百。	始めて、火桶都監を置く。倭に備えるため諸道の兵を徴す。慶尚道の騎兵六百、江陵・平壤道は各々三百、朔方・西海道は各々二百、交州道の騎・歩は并わせて五百。
(28)	志051	恭愍王5年	恭愍王	教す。「各処に加定せる別抄(正規軍とは別に抄出した軍卒)は、老弱・単丁を論ぜず、勅して遠戍せしめ、往来するに疲頓し、転(うた)た相い避逃す。其れ、沿海の軍民をして、悉く防戍に充(あ)てしめ、仍りて徭役を蠲(のぞ)く。遠地の民は、代わりて其の役を供し、赴防せしむること勿(な)くんば、尙つながら其の便を得ん。	別抄軍をして遠戍せしめる。沿海の軍民をすべて防戍にあて、徭役を免除する。遠地の民は其の役を代わりて供すべし。赴防におもむかない者は二つとも其の便を得んと。

(29)	志070 (刑法志)	辛禰14年	憲司	上疏に曰く「禾尺(かしやく)・才人は、耕種を事とせず、山谷に相い聚まり、倭賊と詐称す。(中略)願わくは、今より所在の州郡は、其の生口(現に生存するもの)に課して籍を成り、流移するを得ざらしめよ。曠地を扱ひ、勅(し)いて耕種せしむること、平民と同じうせよ。違う者は、所在の官司、之を緝(ただ)すに法を以てせよ」と。	禾尺・才人は倭賊と詐称す。今より所在の州郡は、戸籍を作り流移しないようにして、耕種せしめ平民と同じようにせよ。違う者があれば法を以てただせよ。
------	---------------	-------	----	--	---

恭愍・恭讓王世家・志に見える倭寇関係の弊害事例の件数は凡そ30件である。倭寇による弊害に関係した人物の主な官職又は官庁名其他は次のようである。(1)全羅道鎮辺使、(4)京畿右道兵馬使・左道兵馬使、(6)牧使の妻・女、(7)諫官、(9)兼典医寺丞、(17)牧使、(19)都評議使司、(20)憲司府、(23)都評議司、(25)都評議使、(29)憲司等である。都評議使司3件、兵馬使2件、牧使2件、憲司府2件等で他は各々1件である。

次に、倭寇に上る弊害因由及び結果の件数は次のような内容に分類できよう。(A)倭寇により県の人物滅亡及び失土により部曲・他県へ僑寓する事例8件は、(10)倭寇により人と物との流亡を招集、(11)倭により土を失い、大也川部曲に僑寓、(12)倭寇により県の人物滅亡、(13)県の人物俱に亡ぶ、(14)倭により土を失い、加祚県に僑寓。後、管城に併せ復旧、(15)長興府倭寇により内地に僑徙、(16)県を倭寇により内地に遷す、(18)倭寇の侵入により海安面を県に属さす等である。(B)漕運不通及び陸転する事例8件は、(1)沿海の倉廩を内地に移動、(2)道をふさがれ漕運不通。漢人船長により全羅の税租をはこぶ、(4)漕船倭に阻まれ不通、(5)倭兵船三十余艘を破り、諸州の租粟を掠奪、(7)諫官は全羅道の漕運は倭賊の掠奪を被り、税賦は陸転を請う、(19)倭寇により漕運不通。百官の禄俸支給出来ず、(20)漕運不通。省宰の封君以外禄を支給せず、(24)倭寇により漕運不通。遠近の輸転はすべて陸路等である。(C)徭役・貢物・塩税・雑貢等を免除する事例5件は、(21)倭寇により塩戸は貢をはこべず。官に塩を支給出来ず。一年間塩税の布を三分の一に減ずる。(22)(イ)倭寇及び水旱により癸丑年(1373年)以後の禄転・雑貢の未収者は皆免除、(ロ)甲寅以後(1314年)加定した貢物は免除、(23)倭乱により常徭・雑貢・塩税等は全羅道は五年、楊広・慶尚道は三年を限り免除、(28)沿海の軍民をすべて防戍にあて、徭役を免除等である。(D)兵器関係の事例2件は、(25)倭賊興行。各司錢物を用い期日を限定して兵器を急造、(27)各種の火器を製造する火桶都監を創設。倭に備える諸道の兵を徴す等である。(E)其の他の事例7件は、(3)倭、江華に寇し、三百余人を殺し、米四万余石を掠奪。沈夢竜は倭十三級を斬し、賊に死す、(8)国史を忠州に移す、(9)其人の制は庚寅(1350年)以来倭寇により長らく闕ける、(17)倭寇牧使を殺害。州吏の救わざりし者を誅し、後ち牧に昇格す、(26)倭賊織(さか)ん。帰郷者は京城に呼びもどす。応ぜない者は家産没収、(29)禾尺・才人は倭賊と詐称。所在の州郡は戸籍を作り流移を禁じ耕種せしめ平民とす。

違う者は法により処罰す等である。

以上、恭愍・恭讓王世家・志に見える倭寇関係の弊害事例の件数は凡そ30件である。倭寇による弊害理由及び結果の内容は次のように分類できよう。(A)倭寇により県の人物滅亡及び失土により部曲・他県へ僑寓する事例8件、(B)漕運不通及び陸転する事例8件、(C)徭役・貢物・塩税。雑貢等を免除する事例5件、(D)兵器関係の事例2件、(E)其の他の事例7件等である。

(b) 懲罰

恭愍・恭讓王世家に見える倭寇に対処した人々の懲罰事例について(a)弊害で前述した項目に従って一覧表にすると次のとおりである。

恭愍王世家に見える懲罰事例一覧

	出典番号	年月日	官職と人物名	罪科因由	結果
(1)	家206	元年六月二五日 (1352年)	(全北) 沃溝 監務鄭子竜	逗遛不進(敵前でとどまり、戦わない罪)	監務(七品以下)から烽卒(のろしをあげる力役を課す)へ杖配。
(2)	家208	八月二七日	捕倭使印墻	禁軍及び(開京)の東江・西江・喬桐の水手一千人を帥い、倭を禦ぐ。逗遛不進	捕倭使印墻を下獄す。
(3)	家224	七年三月二六日 (1358年)	(平北) 静州 副使朱永世と 全羅道万戸姜仲祥	来謁。王、怒りて曰く、「今、国家多難にして、西は紅賊を憂い、東は倭奴を患い、沿辺の民は、寧居するを獲ず。若等、何ぞ敢えて擅に所管を離るるか」と。国家多難時、所管を離れる。	静州副使(六品以上)朱永世と全羅道万戸姜仲祥を下獄す。
(4)	家269	二〇年七月三日	兵馬使 金立堅	倭、礼成江に寇し、兵船四十余艘を焚く。兵馬使の金立堅を(京畿)安山に杖流。	兵馬使(地方軍官、当地の防衛や調兵に当たった)金立堅を安山に杖流。
(5)	家276	二一年六月一〇日	安辺府使 張伯顔	(イ)倭、(江原)安辺・(咸南)咸州に寇す。(略)備禦する能わざるを以て、杖八十七。	(イ)倭の侵入を備禦出来ず。安辺府使張伯顔を杖八十七。
		六月二六日	存撫使(災難時に人民を慰撫するため地方に派遣する臨時官職) 李子松	(ロ)倭、東界の安辺等の処に寇し、婦女を虜とし、倉米万余石を掠す。	(ロ)存撫使の李子松を免官、田里に放帰す。
(6)	家285	二二年七月六日	江華万戸 河乙沚 漢陽尹(長官) 辛廉	倭を禦ぐ能わず。王、内府副令(王室の財貨を司る)の李傑生を遣わし、体覆使(倭寇防衛のため諸道に派遣し、査察と処断を命じた使官)と為し、杖して烽卒に配せしむ。	江華万戸河乙沚と漢陽尹辛廉は倭を禦げず、杖して烽卒に配す。

(7)	家288	二二年九月三日	牧使(海州牧の長官) 嚴益謙	(イ)倭, 海州に寇し, 牧使の嚴益謙を殺す。命じて, 吏(海州の郷吏)の救わざる者を誅す。	(イ)倭により海州牧使嚴益謙が殺害された。その時, 海州郷吏で牧使を救わなかった者を誅殺す。
		九月一九日	西海道万戸許子麟	(ロ)倭を禦ぐ能わざるを以て, 体覆使・三司左尹(従三品)の鄭丹鳳を遣わし, 之を杖せしむ。	(ロ)倭を禦げず, 西海道万戸許子麟を杖刑にす。
(8)	家289	二二年一〇月一七日	楊広道都巡問使(一道の軍事を専制する官職) 李成林	崔瑩, 楊広道都巡問使の李成林の倭を禦ぐ能わざるを以て, 烽卒に杖配し, 其の都鎮撫(新規に編成された地方軍制で都巡問使や元帥に属し従軍した)の池深を斬す。	崔瑩は倭を禦げなかった楊広道都巡問使李成林を烽卒に杖配し, 更に, 都鎮撫の池深を斬殺刑にす。
(9)	家290	二二年一月二一日	全羅道都巡問使 都興	倭を禦ぐ能わざるを以て, 之を罷めしむ。	倭を禦げず, 全羅道都巡問使都興を罷免さす。
(10)	家295	二三年四月一七日	慶尚道都巡問使 金鉉	倭船三百五十艘, 慶尚道の合浦に寇し, 軍営・兵船を焼く。士卒の死者五千余人。趙琳を遣わし, 都巡問使の金鉉を誅し, 支解(両手足を切断する刑罰)し, 以て諸道に徇(めぐ)らしむ。	倭寇と戦い軍営・兵船を焼く。士卒の死者五千余人を出す。都巡問使の金鉉を誅し, 支解, 各地を巡らして罪科を周知さす。

恭愍王世家に見える倭寇関係の懲罰事例の件数は凡そ13件である。倭寇による懲罰に関係した人物の主な官職は次のようである。(1)(全北)沃溝監務, (2)捕倭使, (3)(平北)静州副使と全羅道万戸, (4)兵馬使, (5)安辺府使と存撫使, (6)江華万戸と漢陽尹(長官), (7)海州牧使と西海道万戸, (8)楊広道都巡問使, (9)全羅道都巡問使, (10)慶尚道都巡問使等である。都巡問使3件, 万戸3件等で他は各々1件である。

次に, 倭寇による懲罰罪科因由と結果の件数は次のような内容に分類できよう⁽⁶⁾。(A)烽卒へ杖配事例3件は, (1)逗留不進罪で監務(七品以下)から烽卒へ杖配, (6)倭寇を禦げない罪で江華万戸と漢陽尹(長官)を烽卒に杖配, (8)(イ)倭を禦げない罪で楊広道都巡問使を烽卒に杖配。(B)杖流事例3件は, (4)兵船四十余艘を焚かれた罪で兵馬使を杖流, (5)(イ)倭寇を備禦(防備)出来ない罪で安辺府使を杖八十七, (7)(ロ)倭寇を禦げない罪で西海道万戸を杖刑。(C)誅殺事例3件は, (7)(イ)倭寇海州牧使を殺害。海州郷吏で牧使を救わなかった罪で誅殺, (8)(ロ)倭を禦げない罪で都鎮撫を斬殺刑, (10)倭寇と戦い軍営・兵船を焼かれ死者五千余人を出した罪で都巡問使は誅殺支解され諸道を巡回される。(D)下獄の事例2件は, (2)逗留不進罪で捕倭使を下獄, (3)国家多難時, 所管を離れた罪で静州副使(六品以上)と全羅道万戸を下獄。(E)免官の事例2件は, (5)(ロ)倭寇により婦女を虜とし, 倉米万余石を掠奪された罪で存撫使を免官, 田里に放帰, (9)倭を禦げない罪で全羅道都巡問使を罷免等である。

以上, 恭愍王世家に見える倭寇関係の懲罰事例の件数は凡そ13件である。倭寇によ

る懲罰罪科因由結果の内容は次のように分類できよう。(A)烽卒へ杖配事例3件、(B)杖流事例3件、(C)誅殺事例3件、(D)下獄の事例2件、(E)免官の事例2件等である。

(c) 表彰

恭愍・恭讓王世家・志に見える倭寇に対処した人々の表彰事例について前述した項目に従って一覧表にすると次のとおりである。

恭愍・恭讓王世家・志に見える表彰事例一覧

	出典番号	王名と年月	官職と人物名	表彰因由	結果
(1)	家211	恭愍王2年 10月	恭愍王の教 (国王の教令)、 慶尚道都巡問 使に下す。	今、卿の申報（上位者への報告）を省るに、倭を擒（とりこ）にすること十余級に至る。予、甚だ之を嘉し、卿に酒及び銀五十両を賜う。軍士の有功者は、名を聞せよ。録用せんとす。	倭寇との戦いを申報す。十余級のとりこを得る。王、嘉し、卿に酒及び銀五十両を賜う。軍士の有功者を録用せんとす。
(2)	家228	7年7月	都評議使奏す。	全羅道都鎮撫兪益桓、倭と戦い、七人を殺獲。慶尚道鎮撫牛承吉、固城県令魏良用は倭と戦い、七人を殺獲す。皆な擢用せんことを請う。王、之に従う。	倭と戦った兪益桓・牛承吉・魏良用を皆、擢用。
(3)	家248	13年5月	慶尚道都巡問 使、金統命	倭三千を鎮海県に撃ち、大いに之を破り、獻捷す。王、衣酒・金帯を賜り、戦士に爵すること差あり。	金統命は倭三千を破り獻捷す。王、衣酒・金帯を賜い、戦士に爵位を授与。
(4)	家276	21年6月	万戸、趙仁璧	倭、又た咸州・北青州に寇す。伏兵して大いに之を破り、斬首すること七十余級、奉翊大夫（従二品の文散階）に拜せらる。	趙仁璧は、倭賊を斬首すること七十余級。奉翊大夫（従二品）を拜命。
(5)	家278	21年9月	楊広道巡問使、 趙天輔	倭と竜城（京畿道平沢市）に戦い、敗死す。王、命じて追贈（死後に官位を贈る）せしむ。	倭と戦い敗死した楊広道巡問使趙天輔に官位が追贈。（追号）
(6)	家307	恭讓王2年 8月	都節制使、李 茂	倭、全羅道を寇す。李茂、之を撃ちて却かしめ、二十七級を斬す。衣酒を賜わる。	李茂は倭を撃ち、二十七級を斬す。王より衣酒を賜う。
(7)	家315	3年9月	楊広道都觀察 使、安景良	倭、南陽（華城市）に寇す。安景良、兵を遣わして之を撃却し、十五人を擒とし以て獻ず。宮醞・綵帛を賜う。	倭と戦い安景良は撃却して十五人をとりことし獻上。王より宮醞（宮中用の極上酒）・綵帛を賜う。
(8)	家319	4年2月 (1392年)	万戸李興仁	倭、慶尚道の仇羅島に寇す。李興仁は之を撃破して戦艦を獲、以て獻ず。米二十石を賜う。（中略）尽く酒に為（か）え、以て士卒に飲ましむ。	万戸の李興仁は倭を撃破して戦艦を獲得し、以て獻じた。王より米二十石を賜う。すべて酒にかえて士卒に飲ます。
(9)	家320	4年3月	慶尚道水軍 万戸、車俊	倭船一艘を獲、以て獻ず。王、帛を賜う。	水軍万戸の車俊は倭船一艘を獲得し、獻じた。王より帛を賜う。

(10)	志083	恭愍王12年 5月	恭愍王	教を下す、「庚寅以来、(忠定王2年、1350年)防戍して功ある者は、存撫・按廉・体察使(各道に派遣された使官)が申聞し、録用せよ」と。	教を下し庚寅以来、防戍して功ある者は各道に派遣され、使官が申聞し、録用さす。
------	------	--------------	-----	---	--

恭愍・恭讓王世家・志に見える倭寇関係の表彰事例の件数は凡そ10件である。倭寇による表彰に関係した人物の主な官職は次のようである。(1)慶尚道都巡問使、(2)全羅道都鎮撫・慶尚道鎮撫・固城県令、(3)慶尚道都巡問使、(4)万戸、(5)楊広道巡問使、(6)都節制使、(7)楊広道都觀察使、(8)万戸、(9)慶尚道水軍万戸、(10)恭愍王の教⁽⁷⁾等である。尚、(10)恭愍王の教は官職名ではないが倭寇と戦った人々で功ある者を各道から申聞録用すると言う王命であるのでのせた。水軍万戸3件、都巡問使・巡問使2件、都鎮撫・鎮撫2件等で他は各々1件である。

次に、倭寇による表彰因由結果の件数は次のような(A)金銭物品の授与・賜物表彰、(B)功労者への録用・爵位授与の爵賞表彰、(C)両者併用表彰等に大別できよう。(A)賜物表彰事例4件は、(6)倭を撃ち、二十七級を斬す。王より衣酒を賜う、(7)倭と戦い十五人を取りことし献上。王より宮醢^{うん}・綵帛を賜う、(8)倭の戦艦を獲得し献上。王より米二十石を賜う。すべて酒にかえ士卒に飲ます、(9)倭船一艘を獲得し献上。王より帛を賜う。(B)爵賞表彰事例4件は、(2)倭寇と戦い各々七人を殺獲。三名を擢用(選び出して用いる)、(4)倭賊を七十余級斬首。奉翊大夫(従二品)を拜命、(5)倭と戦い敗死。楊広道巡問使に官位追贈、(10)庚寅以来(1350年)の防戍して功ある者を録用(但しこれは事例でなく王命である)。(C)両者併用表彰事例2件は、(1)倭寇との戦いで十余級を得たことを申報し、王は嘉し、酒及び銀五十両を賜う。軍士の有功者を録用、(3)倭三千を破り献捷。王衣酒・金帯を賜う。戦士に爵位を授与等である。

以上、恭愍・恭讓王世家・志に見える倭寇関係の表彰事例の件数は凡そ10件である。倭寇による表彰因由結果の内容は次のように分類できよう。(A)金銭物品の授与・賜物表彰4件、(B)功労者への録用・爵位授与の爵賞表彰4件、(C)両者併用表彰2件等である。

3. 恭愍から恭讓王までの列伝に見える事例

『高麗史』の列伝五十巻の内、恭愍王から恭讓王までの列伝は第一の八十八巻から第四十五の一百三十二巻までである。列伝とは前述したように臣下の伝記を列記したものである。列伝に見える倭寇関係の(a)弊害、(b)懲罰、(c)表彰の事例について分析検討し、どのような事例があるのか、その特色を解明しよう。

(a) 弊害

恭愍から辛禡王までの列伝に見える倭寇による弊害事例について出典番号・王名と年月・官職・人物名・弊害因由・結果等について一覧表にすると次のとおりである。

恭愍から辛禡王までの列伝に見える弊害事例一覧

	出典番号	王名と年月	官職と人物名	弊害因由	結果
(1)	伝068	恭愍王9年	諫官（国王に諫言する官）	倭，楊広道に寇す。京城戒嚴，百官従軍せしむ。諫官，王宮に詣りて辞す。諫官は古より従軍せず。	命じて，之を免れしむ。諫官従軍を辞す。
(2)	伝083	辛禡8年		慶尚・江陵・全羅の三道，倭寇に困り失業。民多く餓死。諸道に令して施与場を置き，官米を出して糜粥（かゆ）を作り，之を賑わす。	倭寇に困り，諸道に施与場を置き粥を出す。麦熟して，然る後ち，已む。
(3)	伝088	恭愍王23年	全羅道安撫使（地方守令の勤務を評定し，民の疾苦を問うため派遣された官）鄭地	（崔）瑩，六道を巡察し，戦艦二千艘を造り，諸道の軍をして倭を捕らえしむ。民，皆な厭苦し，家を破り逃散する者，十の五六。	鄭地等の建白を以て，事遂に寝む。倭寇を防ぐ戦艦造船労役の為，逃散者続出。逃散者十の五六。
(4)	伝127	辛禡王6年	右司議大夫（門下府の従三品官）李崇仁	同僚と上疏す。近ごろ倭寇に困り，諸道の貢賦，大半未だ納めず，百官の俸は歳ごとに減ず。	倭寇により，諸道の貢賦，大半未納。百官の俸禄年々減ず。
(5)	伝145	辛昌即位年（1388年）	都檢察使趙浚	時務条陳して曰く「禾尺・才人（定住しない非農業民）は，耕種を事とせず，民の租を坐食す。恒産なく恒心なし。山谷に相い聚まり，倭賊と詐称す。其の勢い畏るべし。」	禾尺・才人は倭賊と詐称（いつわる）す。其の勢い畏るべし。偽称。
(6)	伝158	辛禡14年（1388年）	散員（正八品の武官）孝友・潘腆	倭賊，猝に至り，父を執えて帰る。腆，銀錠・銀帯を以て，賊中に赴きて哀を乞い，父を買わんことを請う。賊，義として之を許す。	倭賊に執えられた父を銀錠（銀塊）・銀帯で贖わんことを請う。賊義としてこれを許可す。贖父。
(7)	伝182	辛禡14年	右司議大夫（門下府の従三品官）尹紹宗	上疏して曰く，「敗軍の将だに，賄を納むれば，則ち問わず。破賊の帥すら，賂非ずんば，則ち賞せず。境内の丁壯は，威な兇党に托して戎行（軍隊）より免る。」	軍事に関し賄賂横行。丁壯軍隊を免がる。

恭愍から辛禡王までの列伝に見える倭寇関係の弊害事例の件数は凡そ7件である。倭寇による弊害に関係した人物の主な官職は次のようである。(1)諫官，(3)全羅道安撫使，(4)(7)右司議大夫（門下府の従三品官）2件，(5)都檢察使，(6)孝友散員（正八品の武官）等である。(4)(7)の右司議大夫2件，以外はすべて各々1件である。

次に，倭寇による弊害因由及び結果の件数は凡そ次の7件で内容の分類は難しい。(1)京城戒嚴，百官従軍せしむ。諫官（国王に諫言する官）従事を辞す，(2)倭寇に困り，諸道に施与場を置き粥を出す，(3)倭寇を防ぐ戦艦造船労役のため，逃散者続出。逃散者十

の五六, (4)倭寇により, 諸道の貢賦大半未納。百官の俸禄年々減ず, (5)禾尺・才人は倭賊と詐称す。其の勢い畏るべし, (6)倭賊に執えられた父を銀錠(銀魂)・銀帯であがなう, (7)軍事に関し賄賂横行。丁壯軍隊を免がる等である。

以上, 恭愍から辛禑王までの列伝に見える倭寇関係の弊害事例の件数は凡そ7件である。7件の内訳を分類するのは困難であった。

(b) 懲罰

恭愍から辛禑王までの列伝に見える倭寇に対処した人々の懲罰事例について(a)弊害で前述した項目に従って一覧表にすると次のとおりである。

恭愍から辛禑王までの列伝に見える懲罰事例一覧

	出典番号	王名と年代	官職と人物名	罪科因由	結果
(1)	伝056	恭愍王朝	東北面存撫使 李子松	倭, 安辺等の地に寇し, 婦女を掠し, 倉米万余石を奪う。	坐罷(罪に坐して, 罷免される)して里に帰る。
(2)	伝057	辛禑朝	柳淑伝附 全羅道兵馬使 柳実	(イ)倭の泰山に寇するに機を失し敗る。全州を収復出来ず。	(イ)柳実の奉翊以上の官(従二品の文散官)を削りて遠流す。
		辛禑初	元帥の柳滌	(ロ)全州を陥るに, 詐りて壁馬と称す。兵を擁して逗留(逗留して進軍しない罪)す。	(ロ)滌の告身(辞令)を奪いて海島に流配す。(逗留不進罪で告身剥奪海島流配) 尋いで之を釈す。
(3)	伝074	辛禑3年(1377年)	万戸孫光裕・万戸金之瑞・江華府使郭彦竜	巨艦五十・戦士千余を領して, 戦わずして敗走する者。賊, 江華に入るに, 兵を棄てて江を渡り, 一府を蕭然赤地(丸裸になる)たらしむる者。	(孫)光裕・(金)之瑞・(郭)彦竜を獄に下す。不戦敗走罪。
(4)	伝075	辛禑3年	孫光裕・金之瑞・郭彦竜	三人の罪, 軍法を以て論ずべし。	時に大旱。みな死を減じ, 其の家を籍して(罪人の家財を帳簿につけて没収する), 遠流。不戦敗走罪で籍没。
(5)	伝098	恭愍王6年(1357年)	李承老伝附・上將軍李云牧	倭, 喬桐に寇す。云牧, 將軍李蒙古大と与に追捕し, 怯懦不戦(臆病で戦いを放棄した罪)に坐す。	巡軍(万戸府)に繋がる。(怯懦不戦罪)
(6)	伝100	恭愍王朝	版図判書(戸口・貢賦・錢糧等を司る長官)・喬桐万戸羅世	倭入寇, 世, 逃還す。	王怒り, 命じて巡衛府(捕盜・禁乱等を取り締まる司平巡衛府)に囚えしむ。(下獄) 逃還罪。
(7)	伝103	辛禑7年	門下評理・羅世	倭, 丑山島に寇す。禑, 世に命じ, 往撃せしむ。世, 即に行かず。	禑, 怒り, 広州(京畿道南漢山城)の獄に繋ぎ, ついで, 釈す。(下獄) 逗留不進罪。

(8)	伝104	辛禰朝	郎将（正品六武官）・金先致	倭の藤経光の殺害に失敗。三人を捕殺したが詐りて七十余人を斬せしと報ず。	事覚われ、戍卒に編配。偽証罪。
(9)	伝113	辛禰初	全羅道元帥・池湧奇都鎮撫	倭、長興府に寇す。湧奇、卓思清を遣わし会寧県に戦う。九人を斬す。	禰、湧奇の倭を禦ぐ能わざるを責め、其の都鎮撫（新規に編成した地方軍制、都巡問使や元帥に属した）を杖す。杖刑。
(10)	伝114	恭愍王21年（1372年）	江華万戸・河乙沚 漢陽尹（長官）辛廉	倭船、東・西江に集まり、陽川に寇す。漢陽府に至り廬舎を焼き、人民を殺掠す。	王、乙沚及び漢陽尹（長官）辛廉の禦ぐ能わざるを責め、杖して烽卒（のろしの軍卒）に配す。
(11)	伝115	辛禰初	全羅道元帥・柳溱 江華万戸・河乙沚	乙沚に代わりて元帥と為る。乙沚、晋州の田莊に帰る。倭賊羅州に寇し兵船・営舎・民戸を焼く。	禰、怒り、命じて乙沚を巡衛府に繫致。杖百して河東県に流配。ついで釈す。（杖刑流配）
(12)	伝141	辛禰代	体覆使（倭寇防衛ため都巡問使等の査察と処断を命じて諸道に派遣した使官）趙浚 兵馬使俞益桓	浚の至るや、都巡問使の李居仁を召し、其の逗留の罪を数え、兵馬使の俞益桓を斬す。	敵前逗留罪で兵馬使の俞益桓を斬殺。
(13)	伝153	辛禰初	正言金子粹	辛禰の初め慶尚道都巡問使の曹敏修は倭賊と戦う。金海・大兵の戦いに怯懦し敗没して、多くの士卒を殺す。その為に敏修への賞賜に反対す。	禰は子粹に回教（臣下の謝に応える国王の教文）を製せしむ。「回教は功績を録す。今、敏修、功の紀す可きなし）。敢えて命を奉ぜず」と。 禰、怒りて、子粹を巡衛府に下す。（下獄）
(14)	伝177（家295参照）	恭愍王23年	都巡問使、姦臣金鉉	倭・慶尚道の合浦に寇し軍営を焼く。士卒の死ぬる者五千余人。王、趙琳を遣わし金鉉を誅し、支解（手足を付け根から切断する刑罰）し以て諸道を徇らしむ。	倭寇により士卒の死者五千余人。王は趙琳を遣わし、金鉉を支解の刑罰に処す。

恭愍から辛禰王までの列伝に見える倭寇関係の懲罰事例の件数は凡そ15件である。倭寇による懲罰に関係した人物の主な官職は次のようである。(1)東北面存撫使、(2)(4)全羅道兵馬使、(3)元帥、(5)万戸・江華府使、(6)(3)と同一、(7)上將軍・將軍、(8)版図判書（戸口・貢賦・錢糧等を司る長官）喬桐万戸、(9)門下評理、(10)郎将（正六品武官）、(11)全羅道元帥と都鎮撫、(12)江華万戸と漢陽尹（長官）、(13)全羅道元帥と江華万戸、(14)体覆使と兵馬使、(15)正言・慶尚道都巡問使、(16)都巡問使等である。万戸・江華府使4件、元帥3件、兵馬使2件、上將軍と將軍2件、都巡問使2件等で他は各々1件である。

次に、倭寇による懲罰罪科因由と結果の件数は次のような内容に分類できよう。(A)逗留不進罪・不戦敗走罪等事例7件は、(2)(ロ)逗留罪で告身を奪い流配、(3)不戦敗走で下獄、(4)不戦敗走罪で籍没遠流、(5)怯懦不戦罪で巡軍に下獄、(6)倭入寇時、逃還、巡衛府に下獄、(7)逗留不進罪で広州の獄に繋ぐ、(12)倭賊の侵入時、兵馬使を敵前逗留罪で斬殺。(B)杖刑下獄流配等事例3件は、(9)倭を禦げないのを責め、杖刑、(11)禍、江華万户を巡衛府に下獄。杖百して流配、(13)正言金子粹は都巡問使の曹敏修の功無きを述ぶ。禍、怒り彼を巡衛府に下獄。(C)罷免罪・削籍免官罪事例2件は、(1)坐罷免罪で田里に帰る、(2)(イ)倭に敗れ、全州を収復出来ず。奉翊以上の官(従二品の文散官)削遠流。(D)戍卒編配・烽卒編配事例2件は、(8)倭寇殺害を詐報、戍卒に編配、(10)倭を禦げないのを責め、杖して烽卒に配す。(E)其の他支解刑罪事例1件は、(14)倭、合浦を寇し、士卒の死者千余人。姦臣金鉉を支解刑罪に処す等である。

以上、恭愍から辛禡王までの列伝に見える倭寇関係の懲罰事例の件数は凡そ15件である。倭寇による懲罰罪科結果の内容は次のように分類できよう。(A)逗留不進罪・不戦敗走罪等事例7件、(B)杖刑下獄流配等事例3件、(C)罷免罪・削籍免官罪事例2件、(D)戍卒編配・烽卒編配事例2件、(E)其の他支解刑罪事例1件等である。

(C) 表彰

恭愍から恭讓王までの列伝に見える倭寇に対処した人々の表彰事例について前述した項目に従って一覧表にすると次のとおりである。

恭愍から恭讓王までの列伝に見える表彰事例一覧

	出典番号	王名と年代	官職と人物名	表彰因由	結果
(1)	伝032	恭愍王朝	武將, 趙璘	璘, 恭愍王朝に安祐等と与に紅賊を撃走せしむ。策勲(論功行賞)して一等と為し, 鷹揚軍上護軍(武官の最高位)に累遷す。	紅賊を撃走させ, 一等に策勲。一等功臣と為る。
(2)	伝043 (伝32参照)	辛禡13年	全州元帥, 權和	倭二人を斬す, 禍, 酒及び帛絹を賜う。	倭寇二人を斬殺。酒帛を賜う。
(3)	伝053	恭愍王初	全羅道万户, 柳濯	恭愍王の初, 全羅道万户と為り, 士卒と与に甘苦を同じくす。王, 教を下して褒奨し, 酒を賜いて之を勞う。	全羅道万户となり, 士卒と与に甘苦を同じくす。王より褒奨され, 酒を賜う。
(4)	伝055	恭愍王13年 (1364年)	慶尚道都巡問使, 金統命	倭賊3千余人, 鎮海県に入寇す。統命, 兵を帥いて之を急撃す。(中略)遂に獲る所の兵仗(武器)を献ず。王喜び, 中使(国王が私的に遣わす使者)を遣わして衣酒・金帯を賜う。	倭賊からの戦利品の武器を献じ, 王より衣酒・金帯を賜う。

(5)	伝057	辛禡2年	全羅道兵馬使、柳実	倭、全羅道朗山・豊堤等の県に寇す。実、元帥の柳滌と与に力戦し、三十余人を射殲（矢を射て敵をたおす）し、掠せらるる所の牛馬二百余を奪い、其の主に還す。禡、喜びて厚く賞賜を加う。	倭に奪われた牛馬二百余を奪還し、主に還す。王より厚く賞賜される。
(6)	伝070	恭愍王23年（1374年）	楊広全羅慶尚道都統使、崔瑩	瑩、兵を栄山（羅州市）に闕し、諸將と条約（簡条書の約束）して曰く「（中略）若し倭寇に遇わば、左右より夾撃し、能く擒獲する者は大いに爵賞を加う。」と。	倭寇をよく捕捉する者は大いに爵賞すと諸將と条約する。
(7)	伝071	辛禡2年（1376年）	崔瑩	瑩、力を益し、遂に大いに之（倭）を破る。俘は斬して殆んど尽く。判事の朴承吉を遣わして献捷（戦勝を奉告する）す。禡、大いに喜び、承吉に白金五十両を賜り、三司右使の石文成を遣わして、瑩に衣酒・鞍馬を賜う。又た医の魚伯評を遣わして、薬をたまいて創を治せしむ。	王に戦勝を奉告する。禡は朴承吉に白金五十両を賜う。瑩に衣酒・鞍馬を賜う。薬もたまひ創を治せしむ。
(8)	伝072		瑩	瑩、凱還す。（中略）論功して、擬りて侍中（首相従一品官）を拜す。瑩、固辞す。（中略）乃ち鉄原府院君（正一品）に封じ、将士を論賞すること差あり。	瑩、倭寇をよく捕捉し、侍中を拜したが固辞する。乃ち、郷貫の鉄原府院君に封ぜらる。
(9)	伝078	辛禡4年	瑩、都統使	諸元帥、献捷（勝利をつける）せしむ。（中略）朝廷は瑩の功と為すを以て、安社功臣の号を賜う。	瑩の功をたたえ安社功臣の号を賜う。
(10)	伝082	辛禡7年（1381年）	海道都統使を兼ねる、瑩	禡、瑩に田を賜う。教して曰く、「（中略）今、父の墓の傍近なる高陽県（京畿道高陽市）の田二百三十結、長源亭（礼成江河畔の亭）の田五十余結を賜う」と。	瑩は功により田二百八十余結を賜う。
(11)	伝089	辛禡3年（1377年）	順天道兵馬使、鄭地	(イ)之（倭）を撃ち、十八級を斬し、三人を擒とす。判事（正三品）の鄭良奇を遣わして献捷す。禡、喜びて、良奇に白金五十両、其の母に米十碩、地に鞍馬・羅絹を賜う。 (ロ)冬、又た倭を撃ち、四十余級を斬し、二人を擒とす。判事の鄭竜を遣わして献捷す。禡、竜に布二百五十匹・馬一匹を賜う。	(イ)倭賊を撃ち献捷奉告した判事鄭良奇に白金五十両、其の母に米十碩、地に鞍馬・羅絹（うすぎぬ）を賜う。 (ロ)冬に、倭を撃ち献捷奉告した判事鄭竜に布二百五十匹・馬一匹を賜う。

(12)	伝090	辛禰4年	順天道兵馬使、鄭地	倭、靈光・光州・同福等の処に寇す。(中略)賊は自ら焚死して殆ど尽き、馬百余匹を獲たり。是の戦いにて、地の功は多きに居り。捷の至るや、地及び(都巡問使の池)湧奇に銀各々五十両を賜う。	倭を撃ち、鄭地及び都巡問使の池湧奇は銀を各々五十両賜う。
(13)	伝092	辛禰9年(1383年)	鄭地	(イ)又た倭と戦いて、大いに之を破る。禰、全帯一腰。白金五十両を賜う。 (ロ)倭と戦い、捷音(勝利の知らせ)の至るや、禰、大いに喜び、李克明・安沼連を遣わして宮醞(宮中用の極上の酒)を賜い、以て之を勞う。	(イ)又た、倭と戦い禰王より金帯一腰・白金五十両を賜う。 (ロ)倭に勝利して、禰より宮醞を賜う。
(14)	伝096	辛禰14年	都指揮使、鄭地	諸將と与に往きて之(倭)を撃たしむ。(中略)奮撃して大いに之を破り、五十八級を斬し、馬六十余匹を獲たり。(中略)禰、宮醞・段絹を賜う。	鄭地等は功により禰王より宮醞・段絹を賜う。
(15)	伝101	辛禰3年	全羅道上元帥、都安撫使、羅世	倭、江華に寇す。世、書を上りて曰く「(中略)請う、兵を提いて江華に入り、倭賊を撃走せしめんことを」と。禰、其の志を壯とし、内殿(王室のうまや)の馬二匹を賜う。又た十匹を賜いて、麾下に分与す。	全羅道上元帥、都安撫使の羅世は倭賊を撃走せしむ。禰は、其の志を壯として、王室のうまやの馬十二匹を賜い、部下に分与す。
(16)	伝103	辛禰6年(1380年)	全羅道上元帥、都安撫使、羅世	(沈)徳符・崔茂宣等と与に戦艦百艘を領し、倭賊を追捕す。(中略)世等、鎮撫(都鎮撫に属し、都巡問使や各道元帥の指揮をうけた)を遣わして献捷す。禰、喜びて、鎮撫に銀各々五十両を賜い、百官賀を陳ぶ。(中略)世等に金各々五十両、裨將の鄭竜・尹松・崔七夕等に銀各々五十両を賜う。後ち、門下評理を拝す。	茂宣の製する所の火炮を用いて、賊の船を焚く。鎮撫を遣し献捷す。禰、喜びて、鎮撫に銀各々五十両を賜う。世等にも金各々五十両、裨將等にも銀各々五十両を賜う。世は後ち、門下評理(従二品官)を拝す。
(17)	伝112	辛禰5年	安州上元帥、楊伯淵	(イ)倭賊の騎七百・歩二千、晋州に寇す。伯淵は、(中略)与に班城県(晋州市)に戦い、大いに之を破り、十三級を斬す。余党は悉く山谷にのがる。判事の金南貴、中郎將の全五惇を遣わして献捷す。禰、喜びて、南貴等に白銀各々五十両を賜う。五惇、辞するに功なきを以て受けず。(中略)時議、之を多とす。 (ロ)伯淵に金五十両・羅絹・鞍馬・宮醞、仁烈等六人に銀各々五十両・紗絹・宮醞を賜う。伯淵、功すくなく賞の重きを以て、賜う所の金を辞す。醞、聴さず。	(イ)倭賊が晋州に寇す。伯淵等は班城県で戦い、十三級を斬り、戦勝奉告した判事金南貴、中部將金五惇に禰より各々白金五十両を賜う。王惇辞すが時議は、これを多とす。 (ロ)伯淵に金五十両・羅絹・鞍馬・宮醞を仁烈等六人に銀各々五十両・紗絹・宮醞を賜う。伯淵は賞を辞すが、禰は聴さず。

(18)	伝 118	辛禡 4 年	慶尚・楊広・全羅三道都体察使, 禹仁烈	(イ)倭と戦いて矢に中り, 力戦して之を破り, 人を遣わして献捷す。禡, 酒及び鞍馬を賜う。	(イ)禹仁烈は倭と戦い矢にあたり, 力戦して破った。禡より酒及び鞍馬を賜う。
		辛禡 5 年 4 月	慶尚道上元帥・都巡問使, 禹仁烈	(ロ)倭, 合浦に寇す。仁烈, 戦いて之を却かしめ, 四級を斬す。仁烈, 流失に中り, 我が軍の死傷者八十余人。禡, 又た衣酒を賜う。	(ロ)倭と戦い四級を斬す。仁烈流失にあたり, 我が軍の死傷者八十余人。禡, 衣酒を賜う。
				(ハ)禹仁烈(中略)与に倭を泗州に撃ちて, 大いに之を破り, 百四十余人を殺獲す。禡, 典理判書(正三品官)の鄭南晋を遣わし, 仁烈等の諸將に酒を賜う。	(ハ)倭と泗州に戦い, 百四十余人を殺獲す。禡は仁烈等の諸將に酒を賜う。
				(ニ)泗州の戦いで, 韓加勿 ^{かもつ} なる者あり。力戦して五級を斬し, 遂に陣において没す。都堂(都評議司使), 其の妻子に米十五碩・布百五十匹 ^{おおく} を賜う。	(ニ)泗州の戦いで戦死した韓加勿の妻子に都堂は, 米十五碩・布百五十匹をおくる。
(19)	伝 121	辛禡 11 年 (1385 年)	順興・榮州等処助戦兵馬使, 慶尚道兵船都管領事, 崔雲海助戦都兵馬使	(イ)しばしば倭を撃ちて必ず捷つ。遂に順興府使に除せらる。馬・綵帛・兵器を賜う。	(イ)しばしば倭と戦い勝つ。順興府使に除せられ, 馬・綵帛・兵器を賜う。
				(ロ)倭, 原忠(原州と忠州)・丹陽・堤川に寇す。雲海, 助戦都兵馬使と為り, しばしば戦いて首級を獲, 以て献ず。馬・綵帛を賜い, 忠州牧使を授く。	(ロ)倭と戦い首級を獲, 以て献ず。馬・綵帛を賜い, 忠州牧使を授く。
				(ハ)倭, 全羅道に寇するや, 全州牧使に移る。尋いで密直副使を拜し, 忠勤佐命功臣の号を賜わ	(ハ)忠勤佐命功臣の号を賜う。
(20)	伝 128	辛禡 6 年	西海道元帥, 沈德符	羅世等と与に倭を鎮浦に撃ちて献捷す。禡, 厚く賞賜を加う。	倭を鎮浦に撃ちて厚く賞賜(功労などをほめて, 金品・官位などをたまわる)を加えられる。東北面上元帥と為る。
(21)	伝 133	辛禡の時	金海府使, 朴葳	(イ)時に, 江州元帥の裴克廉, 又た倭と戦う。(中略)我が軍, 迎撃して之を斬す。報の至るや, 葳・克廉を褒賞すること甚だ厚し。	(イ)倭と戦い, 葳・克廉, 甚だ厚く褒賞さる。
			慶尚道都巡問使, 朴葳	(ロ)我が太祖に従い回軍す。(中略)安東元帥の崔鄆 ^{たん} と与に, 倭を尚州中牟峴に撃ちて之を破り, 弓矢・綵段を賜わ	(ロ)安東元帥崔鄆と倭を撃ち破り, 弓矢・綵段(あやぎぬの段物)を賜う。

(22)	伝134	辛昌元年	朴葳	戦艦百艘を以て、対馬島を撃つ。辛昌教を下して「捷報の初めて来るや、予、心よりまことに喜ぶ。今、門下評理（従二品官）の徐鈞衡を遣わし、卿に衣領・鞍馬・銀錠（銀貨の一つ）等の物を賜う。」と。葳、上箋して謝す。	朴葳、対馬島を撃つ。葳に衣領・鞍馬・銀錠等の物を賜う。
(23)	伝135	恭讓王元年	都節制使、判慈恵府事（慈恵府の判事）朴葳	倭船一艘を捕らえ、三十二級を斬す。我が太祖に従い、恭讓王を策立するを定め、知門下府事（従二品）を拝し、忠義君に封ぜられ、功臣録券及び廐馬一匹・白金五十両・帛絹五端を賜わる。	倭賊を斬り、恭讓王を策立して、知門下府事を拝し、忠義君に封ぜらる。功臣録券及び廐馬一匹・白金五十両・帛絹五端を賜う。
(24)	伝136	辛禍11年（1385年）	李豆蘭	太祖に従い、大いに倭賊を咸州の兎兎洞に敗り、宣力佐命功臣号を賜わる。	倭賊を咸州に敗り、宣力佐命功臣号を賜う。
(25)	伝141	辛禍8年	体覆使、趙浚	威な力戦して告捷し、一道頼みて安んず。浚、又た書を都堂（都評議使司）に上り、孝子・烈女の賊に死せる者を旌表す。	倭賊にころされた者の孝子・烈女を旌表す。
(26)	伝154	恭愍王21年	孝友・鄭愈	弟の慈と与に父に従い、河東郡をまもる。倭寇、夜に乗じて猝に至る。（中略）慈はついに賊に歿す。事、聞せられ（孝友の事が、国王に報告される）、愈に宗簿寺丞（従五品官）を授く。	倭と戦い、弟は賊に歿す。事聞され、愈に宗簿寺丞が授けらる。
(27)	伝155	辛禍代	軍器寺の少尹孝友・曹希参	倭寇より母をすくい希参は殺される。辛禍の時、体覆使の趙浚、書を馳せて朝聞（朝廷に報告）し、遂に石を立てて事を紀し、之を旌表す。	希参は倭寇より母をすくい朝聞されて石碑を立てて表彰さる。
(28)	伝157	辛禍8年	郎将（正六品の武官）孝友 辛斯葳の女	倭賊五十余騎、靈山に寇す。父は殺され、年十六の女、賊奴に従わず、之を害す。体覆使の趙浚は、其の事を上り、遂に石を立てて以て旌す。	孝友辛斯葳の女は賊奴に従わず害され、石碑を立てて以て旌表さる。
(29)	伝160	辛禍5年	烈女鄭満の妻崔氏	倭、晋州に寇せし時、妻崔氏は山中に子供らとかくれる。賊、得て之を汚さんとしたが従わず。害される。子の習、血乳をのみついで死す。都觀察使の張夏は事聞す。命じて其の間に旌表し、習の吏役を鑄（のぞ）かすむ。	鄭満の妻崔氏は子供らと山中に避匿する。賊はその崔氏を汚さんとしたが従わず、害された。子の習は事聞され、間に旌表され、習の吏役を除く。
(30)	伝176	恭愍王21年	姦臣李春富（春富は誅殺され、子息五人はみな官奴とされた。）	倭、東界に寇す。沃（子息の一人）、力戦して之をしりぞかしむ。江陵一境、頼りて以て免る。事聞され、鞍馬を賜い、其の役を免ず。	姦臣李春富の子は官奴とされたが、倭と戦い江陵一境は免がれた。事聞され鞍馬を賜い、其の役を免除さる。

(31)	伝184	辛禡元年	姦臣曹敏修	(イ)倭、將に密城に寇せんとす。敏修、之を邀撃し、数十級を斬す。禡、中使を遣わし、衣酒及び馬を賜う。	(イ)倭を撃ち、禡王より酒及び馬を賜う。
		辛禡2年 (1376年)	姦臣曹敏修	(ロ)倭、又た晋州に寇す。敏修、清水駅に戦い、十三級を斬して以て獻ず。禡、人を遣わして酒を賜う。	(ロ)倭と戦い、13級を斬す。禡より酒を賜う。
(32)	伝185	辛禡2年	楊広・全羅道都指揮使・助戦元帥、姦臣辺安烈	倭、扶寧に寇し、幸安山に登る。安烈（中略）、与に、兵を督して進攻し、大いに之を破りて、斬獲甚だ多し、獻捷するに、禡、白金一錠・鞍馬・衣服を賜う。	倭を破り、斬獲甚だ多し、獻捷するに禡より白金一錠・鞍馬・衣服を賜う。
(33)	伝190	辛禡6年	賊將阿兄拔都・太祖	倭の賊將阿兄拔都と太祖李成桂争う。遂に大いに倭を破る。（中略）獲たる馬一千六百余匹、兵仗は算なし。知印（印綬をあずかる側近者）の金鞆を遣わして報捷せしむ。禡喜び、密直使（従二品官）の印元宝を遣わし、宮醜を賜いて之を慰む。鞆に郎將（正六品の武官）を授け、馬一匹を賜う。	李成桂は、倭の賊將を破り、馬一千六百余匹や武器を多くうる。禡は報捷に喜び、宮醜を賜う。知印の金鞆には郎將を授け、馬一匹を賜う。
(34)	伝194	辛禡時	姦臣王安徳	たまたま崔仁哲、還朝して妄りに言う、「臣、安徳・洪仁桂・印海を督し、倭を稷山 ^{しよく} に撃ち、五十余級を斬す。賊、奔潰す」と。禡、之を信じ、仁哲に廐馬・白金を、安徳等に廐馬・衣酒を賜い、伯淵等を召し還らしむ。	崔仁哲（体覆使）は還朝し妄言す。倭を稷山に撃ち、五十余級を斬す。賊奔潰すと。禡、之を信じ、体覆使の仁哲に廐馬・白金を安徳等に廐馬・衣酒を賜う。
(35)	伝195	辛禡3年	姦臣王安徳	賊、又た寧州・牙州（牙山湾地域）に寇す。安徳は（中略）与に、牙州に戦いて之（助戦者）を走らせ、三人をとりことし、兵仗及び馬百七十余匹を獲たり。禡、酒を賜いて、以て之に慰む。	賊と牙州に戦い、三人をとりことし、兵仗及び馬百七十余匹を獲たり。禡より、酒を賜う。

恭愍から恭讓王までの列伝に見える倭寇関係の表彰事例の件数は凡そ44件である。倭寇による表彰に関係した人物の主な官職は次のようである。(1)元帥、上元帥は7件、(2)兵馬使5件、(3)都巡問使3件、(4)都統使3件、(5)都安撫使2件、(6)都指揮使2件、(7)その他、武將・万戸・三道都体察使・兵船都管領事・都節制使・判慈惠府事・体覆使・軍器寺少尹・郎將（正六品武官）等が各1件ずつである。

次に、恭愍から恭讓王までの列伝に見える倭寇対処者賜物表彰事例一覧を表にすると次のようである。

恭愍から恭讓王までの列伝に見えらる倭寇対処者賜物表彰事例一覧

種号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)			
年	13	初	3	4	9	14	3	6	5	4	5	5	11	11	6	元	元	11	8	21	8	5	21	元	2	2	6											
賜物事例							(イ) 順一等功臣					(イ) 門下諸理(後三品)			(イ) 忠州忠勳東北牧師佐金面上功臣元帥		(イ) 和門官力下府佐命事(口) 蘇秀		(イ) 宗蓮寺丞							(イ) 郵將												
1	(イ) 順一等功臣						(イ) 順一等功臣																															
2	(イ) 酒口宮福(イ) 薬	(イ) (イ)	(イ) (イ)				(イ) 敏原安社府院功臣君																															
3	(イ) 衣領(イ) 金帯(イ) 布口帛(イ) 絹(イ) 段絹(イ) 羅絹(イ) 紗絹(イ) 麻品(段)	(イ) (イ)	(イ) (イ)																																			
4	(イ) 眞纒(口) 磨實(イ) 寶	(イ) (イ)	(イ) (イ)																																			
5	(イ) 眞纒(口) 磨實(イ) 寶	(イ) (イ)	(イ) (イ)																																			
6	(イ) 百金(口) 銀(イ) 銀錠	(イ) (イ)	(イ) (イ)																																			
7	(イ) 田結																																					
8	(イ) 馬(口) 廐馬(イ) 駿馬	(イ) (イ)	(イ) (イ)																																			
9	(イ) 米	(イ) (イ)	(イ) (イ)																																			
10	(イ) 兵器(口) 弓矢	(イ) (イ)	(イ) (イ)																																			
11	(イ) 妻子(口) 烈女(イ) 旌表	(イ) (イ)	(イ) (イ)																																			
12	(イ) 旌表(口) 旌表(イ) 旌表(口) 旌表(イ) 旌表(口) 旌表(イ)	(イ) (イ)	(イ) (イ)																																			

列伝に見える賜物表彰事例、凡そ44件について検討すると次のようである。1(イ)官職名6例、(ロ)功臣号名4例、(ハ)郷賞1件で合計11例である。2(イ)酒11件、(ロ)宮醞5件、(ハ)薬1件で合計17例である。3(イ)衣(服)5件、(ロ)衣領1件、(ハ)金帯1件で合計7例である。4(イ)布2件、(ロ)帛(絹)2件、(ハ)段絹2件、(ニ)羅絹2件、(ホ)紗絹1件、(ヘ)綵帛(段)3件で合計12例である。5(イ)賞賜2件、(ロ)爵賞1件、(ハ)褒賞1件で合計4例である。6(イ)白金10件、(ロ)銀4件、(ハ)銀錠1件で合計15例である。7(イ)田結は1件だけである。8(イ)馬6件、(ロ)廐馬3件、(ハ)鞍馬7件で合計16例である。9(イ)米は2件だけである。10(イ)兵器1件、(ロ)弓矢1件で合計2例である。11(イ)孝子1件、(ロ)烈女1件、(ハ)旌表6件で合計8例である。12(イ)役免除(吏役免除)2件等である。

以上、恭愍から恭讓王までの列伝に見える倭寇関係の賜物表彰事例の件数は凡そ44件である。件数の多い順にあげると1位は2の酒関係の16例、2位は6の金銀関係の15例、3位は4の絹布関係の12例、4位は8の馬・鞍馬関係の11例、5位は1の官職・功臣号関係の11例、6位は11の孝子・烈女の旌表関係の8例、7位は3の衣服・金帯関係の7件等で其の他は2例位となっている。倭賊の侵入と戦った人々に国家が与えた賜物は1の官職・功臣号等11例、5の爵賞関係4例と11の孝子・烈女の旌表8例及び12の役免除(吏役免除)2例等以外国家機能にかかわるものではない。一時の褒賞品にしかすぎないものばかりである。1の官職を与えるにしても「密直司に令して、空名の千戸牒二十、百戸牒二百を画給せしむ」〔志065〕とあるように職牒(辞令)の姓名を空欄にした「空名牒」を与えていたのである。奴婢等の身分の解放の例はわずかしかない〔伝176〕(官奴の役免除例)。

4. 辛禍列伝・附伝辛昌に見える事例

『高麗史』の列伝五十巻の内、辛禍列伝・附伝辛昌は第四十六から第五十までである。第五次にわたる『高麗史』の編纂の中で辛氏二王は王氏王統より除外され「廢王禍」「廢王昌」とされ結局「辛氏二王を世家からはずして列伝末尾に収めた」(解説)ことで決着したのである。列伝末尾に見える倭寇関係の(a)弊害、(b)懲罰、(c)表彰の事例について分析検討し、どのような事例があるのか考察解明してその特色を明らかにしたい。

(a) 弊害

辛禍列伝・附伝辛昌に見える倭寇による弊害事例について出典番号・王名と年代・官職と人物名・弊害因由・結果等について一覧表にすると次のとおりである。

辛禍列伝・附伝辛昌に見える弊害事例一覧

	出典番号	王名と年代	官職と人物名	弊害因由	結果
(1)	伝217	辛禍2年9月		倭寇に因りて水路阻梗し、漕運を罷(や)む。全羅・楊広・慶尚の沿海州郡の徭賦を蠲(のぞ)くこと差あり。	倭寇により水路阻梗。漕運を罷む。沿海州郡の徭賦を蠲くこと差位あり。

(2)	伝222	〃 3年正月		倭、会原（合浦県にあった高麗十二倉の一つ）の倉を盗む。	倭が会原倉を盗む。
(3)	伝224	〃 3年3月		倭、西鄙に寇す。海州の須弥寺を以て日本脈と為し、文殊道場（天変・怪異・疾病等の息災を修する道場）を設けて、以て之を禳う。	倭寇をはらうために須弥寺で文殊道場を設け祈祷。
(4)	伝226	〃 3年5月	安東助戦元帥 王賓	倭、密城に寇し、村落を侵掠し、麦を取りて船に載すること、無人の境を踏むが若し。王賓撃ちて之を却く。	王賓は倭が密城に寇し、麦を取りて船に載するのを撃ちて却ける。
(5)	伝232	〃 3年	禍	宰相に謂いて曰く「(中略) 其れ、内帑（ど）(国王の私的な金庫)の錢布を出し、以て掩埋（えんまい）するを資（たす）けよ」と。	禍は宰相に倭賊や民の死せる者を内帑の錢布を出して埋葬の費用とせよと云う。
(6)	伝241	〃 4年2月		江華府、しばしば倭寇を被り、民は其の業を失う。穀三百石を給して之を賑（にぎ）わす。	江華府の民は倭寇のため業を失う。穀三百石を給して施す。
(7)	伝247	〃 4年	憲府	上言す。「近来、州郡はしばしば倭寇を経、凋弊すること已に甚し。守令は毎（つね）に賓客の為に多く宴樂を張り、錢穀を耗費し、細民を侵漁す。(中略) 按廉使をして、民瘼（民の受ける弊害）及び守令の得失を条啓し、以て黜陟によらしめよ」と。	憲府は上言して、州郡は倭寇により凋弊しているが、守令は賓客の宴樂を張り、錢穀を耗費す。今後、按廉使は民の受けた弊害を条啓して黜陟によらしむ。
(8)	伝251	〃 4年12月	憲府	上疏して曰く「古者は、功あるに非ずんば俟たらず。今、封君甚だ衆し。近ごろ倭寇に因りて漕運通ぜず、倉廩虚竭す。請う、省宰の封君を除くの外、其の余の封君は、禄を頒（わか）つ勿（な）からんことを」と。	憲府の上疏により倭寇が原因で漕運が通ぜず、倉廩虚竭す。省宰の封君以外は禄を頒つなかれと。
(9)	伝278	〃 7年6月		料物庫（正室用の米穀を司る倉庫）及び諸倉庫、むなしきを告ぐ。倭寇と早災とに因り、未だ貢賦（みつぎ物とねんぐ）を納めざる故なり。	倭寇と早災により料物庫及び諸倉庫は尽きたことを告げる。貢賦の未納による。
(10)	伝286	〃 8年4月	判密直（従三品）林成味、同知密直（従三品）安沼、密直副使皇甫琳、前密直副使、姜筮（ふ）	禾尺（非定着の非農業民）群聚し、詐りて倭賊と為（いつわり）り、寧海郡を侵し、公解・民戸を焚く。林成味等4人を遣わして、之を追捕せしむ。成味等、獲る所の男女五十余人・馬二百余匹を献ず。禾尺は、即ち楊水尺なり。	禾尺は群聚し、詐わりて倭賊となり、寧海郡の公解・民戸を焚く。

(11)	伝292	〃 9年 (1383年)	元帥金立堅、 体察使崔公哲	(イ)交州・江陵道の禾尺・才人等、詐りて倭賊と為り、平昌(中略)等の処を寇掠す。金立堅・崔公哲は五十余人を捕斬し、妻子を州郡に分配す。	(イ)交州・江陵道の禾尺・才人等は倭賊と称し、平昌等を寇掠す。元帥金立堅、体察使崔公哲は五十余人を捕斬。妻子を州郡に分配。
				(ロ)倭寇の内地に闖入するを以て、忠州の開天寺に蔵する所の史籍を竹州の七長寺に移す。	(ロ)倭寇のため忠州の開天寺に蔵する史籍を竹州の七長寺に移す。
(12)	伝293	〃 9年7月	禍 安東府使 李忠富	禍、安東府使の李忠富に麋馬を賜いて曰く、「力をあわせて防禦し、以て胎室(えなを埋納する)を保て」と。	禍は安東府使の李忠富に国王の胞衣(えな)を防禦せよと命ず。
(13)	伝296	〃 9年10月	交州道按廉使 鄭符	道に倭賊百余騎と遇う。賊、急に之を撃つ。符、脱れて林間に入り、従吏・輜重・印章は皆な奪掠さる。	鄭符は倭賊におそわれ、従吏・輜重・印章は皆な奪掠される。
(14)	伝326	〃 14年3月	禍	世子の昌及び定妃・謹妃以下の諸妃をば、漢陽の山城に徙す。	世子(嗣子)の昌・安妃(辛禍の母妃)、謹妃以下(禍の妃)の諸妃をば、漢陽の山城に移す。
(15)	伝327	〃 14年4月		中外の僧徒を發して兵と為し、京畿兵を抄して、東・西江に屯し、以て倭に備えしむ。	中外の僧徒を兵としてかり出し、倭に備えしむ。
(16)	伝328	〃 14年5月	元帥金立堅	(イ)倭寇のようやく盛んなるを以て、元帥の金立堅を漢陽に遣わし、以て世子及び諸妃を衛らしむ。	(イ)倭寇のため漢陽に遣わした世子及び諸妃を衛らせる。
			元帥都興等	(ロ)元帥の都興等(中略)を遣わして之を禦がしめ、諸妃の漢陽に在る者をして、皆開城に還らしむ。	(ロ)元帥の都興等を遣わして、禦せがせ、諸妃の漢陽に在る者を皆、開城に還らしむ。

辛禍列伝・附伝辛昌に見える倭寇関係の弊害事例の件数は凡そ18例である。倭寇による弊害に関係した人物の主な官職は次のようである。(4)安東助戦元帥、(10)判密直(従三品)・同知密直(従三品)・密直副使、(11)(イ)元帥・体察使、(12)安東府使、(13)交州道按廉使、(16)(イ)元帥、(ロ)元帥等である。(4)(16)(11)(イ)の元帥関係4例、(10)の密直関係3例、他は(11)(イ)の体察使、(12)の安東府使、(13)交州道按廉使等の各々1例である。

次に、倭寇による弊害因由及び結果の件数は凡そ次の18件で内容の分類は難しい。(1)倭寇による水路阻梗。漕運を罷む、(2)倭会原倉を盗む、(3)倭寇をはらうため文殊道場を設け祈祷、(4)倭による麦の略奪、(5)倭賊や民間者の埋葬費用を内帑の錢布より出す。(6)倭寇のため業を失い、江華府の民に穀三百石を施す、(7)守令の錢穀耗費、(8)漕運不通。省宰の封君以外は禄を領たず、(9)貢賦の未納により諸倉庫尽く、(10)禾尺の詐称倭賊により公廩・民戸を焚く、(11)(イ)禾尺の捕斬とその妻子の州郡分配、(ロ)倭寇の為、史籍の

移動, (12)倭寇から国王の胞衣(えな)を防禦, (13)倭寇による印章等の奪掠, (14)世子・諸妃の漢陽山城への移住, (15)倭寇のため中外の僧徒を兵としてかりだす, (16)(イ)元帥により漢陽山城に移した世子及び諸妃を衛らす, (ロ)元帥を遣わして漢陽にある諸妃を開城に還らす等である。

以上, 辛禰列伝・附伝辛昌に見える倭寇関係の弊害事例の件数は凡そ18件である。(1)(8)の倭寇による漕運不通2件, (10)(11)の禾尺の詐称倭賊関係2件, (15)(16)の世子・諸妃関係が2件等で其の他は各々1件ずつである。

(b) 懲罰

辛禰列伝・附伝辛昌に見える倭寇に対処した人々の懲罰事例について(a)弊害で前述した項目に従って一覧表にすると次のとおりである。

辛禰列伝・附伝辛昌に見える懲罰事例一覧

	出典番号	王名と年月	官職と人物名	罪科因由	結果
(1)	伝212	辛禰元年十月	楊広道安撫使(地方守令の勤務評定等を行うため各道に派遣された使官)鄭庇と巡問使韓邦彦	倭を禦ぐ能わざるを効(せ)め, 戍卒に編配す。	司憲府は倭寇を禦げなかった罪で, 楊広道安撫使鄭庇と巡問使韓邦彦を戍卒として編配。
(2)	伝215	二年七月	楊広道元帥朴仁桂 懷徳監務徐天富	属県の(大田広城市)懷徳監務の徐天富の赴き救わざるを以て, 之を斬す。	賊が公州を陥れた時, 楊広道元帥朴仁桂を懷徳監務の徐天富が赴き救出しなかったので, 斬殺。
(3)	伝256	五年五月	元帥の沈徳符 業精江千戸任堅・李吉生 安集別監凡永富	業精江(豊川)千戸の任堅・李吉生の救いに赴かざるを以て之を斬し, 並びに文化(黄南三泉郡)安集(流民を安集する別監)の凡永富を杖す。	倭寇におそわれた元帥の沈徳符を業精江千戸の任堅・李吉生が救いに赴かなかつたので斬殺。文化の安集別監の凡永富を杖刑。
(4)	伝266	六年五月	全羅道助戦元帥崔公哲, 楊広道都巡問使安翊	倭を禦ぐ能わざるを以て, 杖流(杖刑し流罪に処す)し, 其の都鎮撫(元帥・都巡問使に属し, 従軍した)二人を斬す。	倭を禦げず, 全羅道助戦元帥崔公哲, 楊広道都巡問使安翊を杖流罪。その都鎮撫二人を斬殺刑。
(5)	伝286	八年四月	慶尚道都巡問使南秩	倭を禦ぐ能わざるを効(せ)む。事, 都堂(都評議使司)に下す。李仁任は秩と善く, 止(た)だ宜寧県に安置せしむるのみ。	憲府は, 慶尚道都巡問使の南秩が倭を禦げなかったので効案し, 事を都堂に下す。李仁任は南秩と善く, 宜寧県に安置す。
(6)	伝300	十年二月	禰	諸道の流竄者をして, 船に騎り倭を捕らえ, 以て罪を贖(あがな)わしむ。	諸道の流竄者(罪で島流しされた者)は船に乗り倭を捕えさせて贖罪。

(7)	伝325	十四年正月	江華万戸金辛宝	倭を禦ぐ能わざるを以て、巡軍（巡軍万戸府。開京の警備に当たる）に囚するに、辛宝逃る。巡軍の令史（各司の吏属）を斬す。	江華万戸金辛宝は倭を禦げず、巡軍に囚獄されたが、辛宝は逃げて、巡軍の令史を斬殺。
(8)	伝328	十四年五月	禍	上護軍の陳汝宜を全羅・楊広道に遣わし、凡そ疾に托して北征（高麗の遼東攻撃）に赴かず、子弟・奴隸をして代行せしむる者は、悉く発して倭を禦がしめ、其の隠避する者は、断ずるに軍法を以てし、其の産を籍没せしむ。	禍は、上護軍の陳汝宜を全羅・楊広道に遣わし、疾病に托して北征に赴かず、子弟・奴隸に代行させる者はすべて送り倭を禦がせ、隠避する者は軍法を以て断じ、その産を籍没。
(9)	伝337	辛昌元年七月	晋州節制使金賞	(イ)倭、(慶南)咸陽に寇す。晋州節制使の金賞、往きて之を救い、戦いて敗北す。官軍；救わず。賞は馬を棄てて走るも、腸爛（ただ）れて死す。	(イ)倭か咸陽を寇した。晋州節制使の金賞が往って救い、戦って敗北。官軍は救わず、賞は馬を棄てて走り、腸がただれて死す。
				(ロ)体覆別監（地方査察のため臨時に遣わされた別監）の李雍を遣わし鞠（しら）べさせ、副鎮撫の河致東、陪吏の波豆等、嘗って李贊（いん）の死を救わず、(伝332参照)今、又た救わざるを以て之を斬殺。	(ロ)体覆別監の李雍を遣わし、しらべさせ、副鎮撫の河致東、陪吏の波豆等、嘗って李贊の死を救わず、今、又た救わなかったので斬殺。
				(ハ)都鎮撫の河就東等の十三人は、各々杖すること一百。	(ハ)都鎮撫の河就東等の十三人は各々杖刑一百に処す。

辛禍列伝・附伝辛昌に見える倭寇関係の懲罪事例の件数は凡そ12件である。倭寇による懲罪に関係した人物の主な官職は次のようである。(1)楊広道安撫使と巡問使、(2)楊広道元帥と懷徳監務、(3)元帥・業精江千戸・安集別監、(4)全羅道助戦元帥と楊広道都巡問使、(5)慶尚道都巡問使、(7)江華万戸、(9)晋州節制使等である。巡問使関係が3件、元帥関係が3件、千万・万戸関係が2件で他は各々1件である。

次に、倭寇による懲罰罪科因由と結果は次のようである。(1)倭寇を禦げず戍卒編配、(2)賊から楊広道元帥を救出出来ず懷徳監務を斬殺、(3)倭寇から元帥を救出できず斬殺と別監を杖刑、(4)倭を禦げず助戦元帥と都巡問使を杖流罪。都鎮撫二人を斬殺刑、(5)倭を禦げず都巡問使を劾案。李仁任と親しかったので宜密県に安置される、(6)諸道の島流しされた者を船で倭を捕えさせて贖罪、(7)江華万戸は倭を禦げず囚獄から逃げて巡軍の令史を斬殺、(8)倭を禦がせ、隠避する者は籍没する、(9)(イ)倭と戦った晋州節制使は敗北逃げて死す。(ロ)副鎮撫や陪吏を斬殺。(ハ)都鎮撫其他十三人は各々杖刑一百に処す等である。

以上、辛禍列伝・附伝辛昌に見える倭寇関係の懲罰事例の件数は凡そ12件である。倭寇による懲罰罪科結果の内容は次のようである。斬殺5件、杖刑3件、その他は戍卒編配・刻乘安置・贖罪・籍没等各1件である。

(c) 表彰

辛禰列伝・附伝辛昌に見える倭寇に対処した人々の表彰事例について前述した項目に従って一覧表にすると次のとおりである。

辛禰列伝・附伝辛昌に見える表彰事例一覧

	出典番号	王名と年月	官職と人物名	表彰因由	結果
(1)	伝219	辛禰2年10月	崔公哲	倭韓州に寇す。崔公哲、之を撃ち、百余級を斬す。禰、酒・鞍馬を与う。	崔公哲は、倭百余級を斬殺。禰より酒・鞍馬を賜う。
(2)	伝228	〃3年(1377年)		京城戒厳す。諸元帥を遣わし(中略)勇士を召募し、皆な賞するに官を以てし、先ず布を給すること人ごとに五十匹。	勇士を召募し、賞するに官を以てし、先ず布を五十匹給す。京城戒厳。
(3)	伝230	〃3年6月	禰	書を都堂に下して曰く「(中略)今より、凡そ逃還する者は、必ず褒賞を加えよ。(中略)如し倭を斬して還る者あらば、之を賞して加等せよ。其れ、辺郡に令して張榜せしめ、以て示せ。違う者は、之を罪す」と。	禰は書を下して、今より逃還する者は、褒賞を加えよ。倭を斬殺して還る者は賞して加等せよ。辺郡に令して張榜して、示せ。違う者は罪すと。
(4)	伝250(伝112)参照	〃4年	裴克廉	鞍馬・衣酒を賜い、倭を捕らうるの功を賞す。	禰より倭を捕らうるの功を賞され、鞍馬・衣酒を賜う。
(5)	伝278	〃7年	安東兵馬使、鄭南晋、体覆使、黄希碩	倭を捕う。禰、酒及び馬を与う。	鄭南晋と黄希碩は倭を捕え、禰より酒及び馬を賜う。
(6)	伝297	〃9年	李乙珍、副元帥權玄竜、兵馬使郭忠輔	倭を洞山県(江原道襄陽郡)に撃ちて、二十余級を斬し、馬七十二匹を獲たり。(中略)鎮撫の金光美を遣わして献捷せしむ。禰、乙珍・玄竜・忠輔に白金各々五十兩、軍士の力戦者三人に、銀盃各々一事、光美に馬一匹を賜う。	李乙珍等は倭を撃ち二十余級を斬し、馬七十二匹を獲る。鎮撫の金光美が献捷をする。禰は乙珍等三人に白金各々五十兩、軍士力戦者三人に銀盃各々一事、光美に馬一匹を賜う。
(7)	伝306	〃10年12月	全羅道都巡問使、尹有麟	倭を禦ぎて、功あるを以て、護軍の宋継性を遣わして酒を賜う。	都巡問使の尹有麟は倭を禦ぎ、功あるを以て禰より酒を賜う。
(8)	伝307	〃11年正月	海道副元帥・前開城尹、曹彦	倭を汝走島に撃ち、一艘を獲て三人を擒(とりこ)にす。禰、白金五十兩を賜う。	海道(海寇防禦のため設けられた軍)副元帥曹彦は倭を撃ち、一艘を獲て、三人をとりこにした。禰は白金五十兩を賜う。
(9)	伝315	〃11年9月	太祖李成桂	倭、咸州(咸鏡南道)等の処に寇す。我が太祖、(中略)咸州の兎兎洞に戦いて大いに之を敗る。禰、喜びて、白金五十兩、段絹各々五匹、鞍馬を賜い、又た定遠十字功臣号を加う。	太祖李成桂は倭を大いに敗る。禰、喜びて、白金五十兩、段絹各々五匹、鞍馬を賜い、定遠十字功臣号を加う。

(10)	伝323	〃13年11月	全州元帥、權和	倭二人を斬す。禍、酒及び帛絹を賜う。	倭二人を斬し、禍より酒及び帛絹を賜う。
(11)	伝327	〃14年4月	禍	平壤に次（とま）り、（中略）船もて姦臣の林堅味・廉興邦等の家財を西京に運び、軍賞に充てんと欲す。	禍は、船で姦臣の林堅味、廉興邦等の家財を西京に運び、軍賞に充てんと望む。
(12)	伝335	辛昌元年4月	全州元帥 陳乙瑞	倭捷を献ず。昌、帛・馬匹を賜う。	陳乙瑞は倭捷を献じて、昌より帛・馬匹を賜う。

辛禍列伝・附伝辛昌に見える倭寇関係の表彰事例の件数は凡そ12件である。倭寇による表彰に関係した人物の主な官職は次のようである。(5)安東兵馬使・体覆使、(6)副元帥・兵馬使、(7)全羅道都巡問使、(8)海道副元帥・前開城尹（長官）、(10)全州元帥、(12)全州元帥等である。元帥関係が4件、兵馬使関係が2件で其の他の都巡問使と前開城尹は各々1件ずつである。

辛禍列伝・附伝辛昌に見える表彰事例は凡そ12件である。(1)倭百余級斬殺、酒・鞍馬を賜う、(2)勇士を召募し、布五十匹を給す、(3)倭より逃還する者は褒賞を加う。倭を斬殺して還る者は賞し加等。違う者は罪す、(4)倭を捕える功を賞し、鞍馬・衣酒を賜う、(5)倭を捕う。酒及び馬を賜う、(6)倭を撃ち二十余級を斬し、馬七十二匹を獲て鎮撫が献捷。乙珍等三人に白金各々五十両を軍士力戦者三人に銀盃各々一事を鎮撫には馬一匹を賜う、(7)倭を禦ぐ功により酒を賜う、(8)倭を撃ち、一艘を獲て、三人をとりこにす。白金五十両を賜う、(9)太祖李成桂、倭を大いに敗る。白金五十両・段絹各々五匹・鞍馬を賜い、定遠十字功臣号を加えらる、(10)倭二人を斬す。酒と帛絹を賜う、(11)姦臣二人の家財を京に運び、軍賞に充てる、(12)倭捷を献じ、帛・馬匹を賜う等である。

以上、(9)太祖李成桂の定遠十字功臣号を賜ったのを除いては一時の褒賞品にしかすぎないものばかりである。奴婢の解放や官職等は与えられていないのが特色である。

結 び

『高麗史』の「世家・志」と「列伝」そして「辛禍列伝・附伝辛昌」等に見える麗末の恭愍・辛禍・辛昌・恭讓王代時期に倭寇に対処して起きた(a)弊害、(b)懲罰、(c)表彰事例を三方面から分析検討してきた。

先ず、第1に、麗末の倭寇対策と文臣李穡の上書について検討した。倭寇の対処者に対する国家の表彰策について主なものは三例あげた。第一例は恭愍王元年二月の王の宣宥で倭寇対処者への基本対策が四点示されていた。第二例は恭愍王十二年五月の王の教で倭寇に対処した人々への申聞録用の布告命令で三点が示されていた。第三例は辛禍三年六月の都堂に下した王の書で倭賊の虜となり逃還した者への処遇について四点が示されていた。以上の三例が倭寇の対処者への国家の表彰処遇策を示した主なものであった。

次に、文臣で大儒の李穡は禦寇の要道として「陸守」と「海戦」を主張した。それには国家や君王を衛る精兵を養成し爵禄を賜う「武挙の科」の創設が必要であると上奏したが実施されなかった。これは倭寇対処策の最大の欠陥となっていく。

次に、第2に恭愍・恭讓王世家・志に見える倭寇関係の(a)弊害、(b)懲罰、(c)表彰の事例について三方面から分析検討した。(a)弊害事例の件数は凡そ30件である。倭寇による弊害結果の内容は次のように分類できよう。(A)倭寇により県の人物滅亡及び失土により部曲・他県へ僑寓する事例8件、(B)漕運不通及び陸転する事例8件、(C)徭役・貢物・塩税・雑貢等を免除する事例5件、(D)兵器関係の事例2件、(E)其の他の事例7件等であった。(b)懲罰事例の件数は凡そ13件である。倭寇による懲罰結果の内容は次のように分類できよう。(A)烽卒へ杖配事例3件、(B)杖流事例3件、(C)誅殺事例3件、(D)下獄の事例2件、(E)免官の事例2件等である。(c)表彰事例の件数は凡そ10件である。倭寇による表彰結果の内容は次のように分類できよう。(A)金銭物品の授与・賜物表彰4件、(B)功労者への録用・爵位授与の爵賞表彰4件、(C)両者併用表彰2件等である。

次に、第3に、恭愍から恭讓王までの列伝に見える倭寇関係の(a)弊害、(b)懲罰、(c)表彰の事例について三方面から分析検討した。(a)弊害事例の件数は凡そ7件である。7件の内容分類するのは難しいので、その主なものを示すと(3)倭寇を防ぐ戦艦造船労役のため、逃散者続出。逃散者十の五六、(7)軍事に関し賄賂横行。丁壯軍隊を免がる等である。(b)懲罰事例の件数は凡そ15件である。倭寇による懲罰結果の内容は次のように分類できよう。(A)逗留不進罪・不戦敗走罪等事例7件、(B)杖刑下獄流配等事例3件、(C)罷免罪・削籍免官罪事例2件、(D)戍卒編配・烽卒編配事例2件、(E)其の他支解刑罪事例1件等である。(c)表彰事例の件数は凡そ44件である。倭寇関係の賜物表彰事例の内容を分析すると次のような点が指摘できる。倭賊の侵入と戦った人々に国家が与えた賜物は1の官職・功臣号等11例、5の爵賞関係4例と11の孝子・烈女の旌表8例、及び12の役免除(吏役免除)2例等以外は国家機能にかかわるものではない。一時の褒賞品にしかすぎないものばかりである。1の官職を与えるにしても「空名牒」が多かった。奴婢等の身分の解放の例はほんのわずかしかない。奴婢はかつて「旧制、奴婢は大功ありといえども賞するに錢帛を以てし、官爵を授くることなし。」と云われたが、功有りて、高宗末年に権臣崔瑄の家奴李公柱を郎将に、同じく権臣の崔沆は「政を乗りて人心を収めんと欲し」て、其の家の殿前(下人)李公柱・崔良伯・金仁俊を別将となし、聶長寿を校尉、金承俊を隊正として解放した前例がある。戦って多くの功を立てていたのである⁽⁸⁾。

次に、第4に、辛禩列伝・附伝辛昌に見える(a)弊害事例の件数は凡そ18例で内容の分類は難しいが、主なものを示すと次のようである。(1)倭寇による水路阻梗。漕運を罷む、(8)漕運不通。省宰の封君以外は禄を頒かたず等である。(b)懲罰事例の件数は凡そ12件である。倭寇による懲罰結果の内容は次のようである。斬殺5件、杖刑3件、そ

の他は戌卒編配・刻案安置・贖罪・籍没等各1件である。(c)表彰事例の件数は凡そ12件である。その主なものをあげると(9)太祖李成桂、倭を大いに敗る。白金五十両、段絹各々五匹、鞍馬を賜い、定遠十字功臣号を加えられる。

以上、(9)太祖李成桂の定遠十字功臣号を賜ったのを除いては酒・馬・絹・布・白金(銀)等一時の褒賞品にしすぎないものばかりである。前述した「倭寇対処者賜物表彰事例一覧」にあるように、他に功臣号は5件、官職は6件、郷貫は1件をそれぞれ賜っている。しかし、国家の倭寇対策としては奴婢等に戦いに積極的に参加させて、身分解放策をとるべきであった。かつて、我々の先祖が倭寇としてほしいままに侵入略奪行為をした反面、高麗王朝に平和平等のシンボルである仏教經典の『大藏經』を求めた行為〔伝331参照〕をどのように理解したらよいのであろうか。

註

- (1) 関周一著「三『中華』の再建と南北朝内乱」日本の対外関係4『倭寇と「日本国王」』荒野泰典・石井正敏・村井章介編所収参照、吉川弘文館、2010年。
李領著『倭寇と日麗関係史』「序 研究史の検討」参照。東京大学出版会、1999年。
- (2) 李領著、前掲書、258頁。
- (3) 武田幸男編訳『高麗史日本伝』朝鮮正史日本伝2(上) 岩波文庫、2005年、凡例3頁参照。
- (4) 李領著、前掲書、257-258頁。
- (5) 『高麗史』一百十五、列伝卷第二十八、李穡伝参照。
- (6) 高麗律の刑罰体制は笞刑五・杖刑五・徒刑五・流刑三・死刑二等5種20条目で構成されている。韓容根著『高麗律』書景文化社、1999年、180頁。
- (7) 高麗は「詔」字に準じる「勅」字を「教」字に置き換えて使用していたと云われる。高麗は「諸侯」の国であるためである。矢木毅著『高麗官僚制度研究』京都大学学術出版会、2008年、492頁。
- (8) 『高麗史節要』卷一七高宗四十五年二月条。

